

令和 5 年 10 月 25 日

株式会社みちのりホールディングス
代表取締役グループ CEO 松本 順

地域の公共交通リ・デザイン実現会議（第 2 回） 意見

1. 各種施設の送迎サービスと地域公共交通との連携について

通学・通勤・通院者と、介護・福祉・宿泊施設などの利用者が、路線バスに混乗して移動していただくことは、利用者全体の利便性を向上させ、かつ交通インフラ事業の生産性を上げることに繋がります。加えて、各種報道のとおり、急増している需要に対して運転手不足という供給制約が業界の最大の課題となっている中で、複数の移動手段が併存する状態は望ましくありません。

また、病院や介護・宿泊施設で、従業員や施設が雇用している運転手が運行している送迎サービスをコミュニティバスのような形で交通事業者へ委託し、他の目的移動者と混乗させることでも同様の効果が期待できません。

一方で、施設の送迎サービスに集約・混乗させる場合には、運転している施設従業員の業務への影響や休憩時間が短くなること、交通事故リスクへの対応などの懸念点があると考えます。

2. 通学定期券の割引の事業者負担について

今般の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）では、「通学定期や障害者割引等の社会政策に係る費用を交通事業者が負担していることを踏まえ、文教や福祉分野においても交通事業者支援のための仕組みづくりについて、検討すること。」とあります。現状、通学定期は事業者の営業施策・サービスとして大幅な割引が為されていますが、教育の視点から公がこれを負担することがあってよいと考えます。

3. 通学支援への補助金について

文部科学省の通学に係る補助金は、定期代の他にスクールバスの車両購入費や運行委託費が対象になっていますが、これを路線バスへ統合した場合でも充当できるようにしていただければと考えます。

例えば、バス運転手の供給制約が起きている地域で、スクールバスを導入しようとするれば、路線バスよりも事業性が高いスクールバスに運転手を配置転換させ、結果として路線バスの撤退を誘引する可能性があります。このため、一律にスクールバスを導入するのではなく、通学のために路線バスを維持するという政策的選択肢を用意する必要があると考えます。